

※相談時間：8：30～17：15（土・日・祝日・年末年始を除く）

名称・場所	電話	メールアドレス
	FAX	
宇和島保健所	0895-28-6105	nan-hokenkikaku@pref.ehime.jp
	0895-24-6806	
愛媛県庁薬務衛生課	089-912-2393	yakumueisei@pref.ehime.jp
	089-912-2389	
心と体の健康センター	089-911-3880	

愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例」を制定しました。
危険ドラッグなど薬物の濫用は、自分自身の心と体をむしばみ、人生を大きく狂わせるだけでなく、大切な家族や友人を悲しませてしまいます。薬物のことで困ったことがあれば、一人で悩まず、まわりに相談してください。
左記の場所でも相談窓口を設けています。※匿名可

▼税率

「法人」県内に事業所を持つ
いる法人等

「個人」県内に住所がある人、
県内に家屋敷等を持つ
ている人

「個人」県内に住所がある人、
県内に家屋敷等を持つ
ている人

▼納税義務者

【第3期森林環境税の概要】

税制度の概要

「個人」県内に住所がある人、
県内に家屋敷等を持つ
ている人

「個人」県内に住所がある人、
県内に家屋敷等を持つ
ている人

「個人」県内に住所がある人、
県内に家屋敷等を持つ
ている人

「個人」県内に住所がある人、
県内に家屋敷等を持つ
ている人

「個人」県内に住所がある人、
県内に家屋敷等を持つ
ている人

「個人」県内に住所がある人、
県内に家屋敷等を持つ
ている人

「個人」県内に住所がある人、
県内に家屋敷等を持つ
ている人

「個人」県内に住所がある人、
県内に家屋敷等を持つ
ている人

「個人」県内に住所がある人、
県内に家屋敷等を持つ
ている人

「個人」県内に住所がある人、
県内に家屋敷等を持つ
ている人

「個人」県内に住所がある人、
県内に家屋敷等を持つ
ている人

「個人」県内に住所がある人、
県内に家屋敷等を持つ
ている人

「個人」県内に住所がある人、
県内に家屋敷等を持つ
ている人

「個人」県内に住所がある人、
県内に家屋敷等を持つ
ている人

「個人」県内に住所がある人、
県内に家屋敷等を持つ
ている人

「個人」県内に住所がある人、
県内に家屋敷等を持つ
ている人

「個人」県内に住所がある人、
県内に家屋敷等を持つ
ている人

「個人」県内に住所がある人、
県内に家屋敷等を持つ
ている人

「個人」県内に住所がある人、
県内に家屋敷等を持つ
ている人

「個人」県内に住所がある人、
県内に家屋敷等を持つ
ている人

「個人」県内に住所がある人、
県内に家屋敷等を持つ
ている人

「個人」県内に住所がある人、
県内に家屋敷等を持つ
ている人

「個人」県内に住所がある人、
県内に家屋敷等を持つ
ている人

「個人」県内に住所がある人、
県内に家屋敷等を持つ
ている人

「個人」県内に住所がある人、
県内に家屋敷等を持つ
ている人

「個人」県内に住所がある人、
県内に家屋敷等を持つ
ている人

「個人」県内に住所がある人、
県内に家屋敷等を持つ
ている人

「個人」県内に住所がある人、
県内に家屋敷等を持つ
ている人

「個人」県内に住所がある人、
県内に家屋敷等を持つ
ている人

「個人」県内に住所がある人、
県内に家屋敷等を持つ
ている人

「個人」県内に住所がある人、
県内に家屋敷等を持つ
ている人

「個人」県内に住所がある人、
県内に家屋敷等を持つ
ている人

えひめの森林を
みんなで守り育てよう

愛媛県では森林環境税を導入し「森をつくる」「木をつかう」「森とくらす」の3つの分野においてさまざまな施策を展開してきました。しかしながら、依然として森林の持つ機能・役割が日々増大しており、森林の整備、活用が一層必要となっていることから森林環境税の継続を決定しました。県民の共有の財産である森林を健全な姿で次世代に引き継いでいくために、今後とも皆さまのご理解・ご協力をお願いいたします。

愛媛県 薬務衛生課
089991272393

愛媛県 薬務衛生課
089991272393

愛媛県 薬務衛生課
089991272393

愛媛県 薬務衛生課
089991272393

愛媛県 薬務衛生課
089991272393

愛媛県 薬務衛生課
089991272393

愛媛県 薬務衛生課
089991272393

愛媛県 薬務衛生課
089991272393

愛媛県 薬務衛生課
089991272393

愛媛県 薬務衛生課
089991272393

愛媛県 薬務衛生課
089991272393

愛媛県 薬務衛生課
089991272393

愛媛県 薬務衛生課
089991272393

▼税率

「法人」県内に事業所を持つ
いる法人等

「個人」県内に住所がある人、
県内に家屋敷等を持つ
ている人

「個人」県内に住所がある人、
県内に家屋敷等を持つ
ている人

▼納税義務者

【第3期森林環境税の概要】

税制度の概要

「個人」県内に住所がある人、
県内に家屋敷等を持つ
ている人

「個人」県内に住所がある人、
県内に家屋敷等を持つ
ている人

「個人」県内に住所がある人、
県内に家屋敷等を持つ
ている人

「個人」県内に住所がある人、
県内に家屋敷等を持つ
ている人

「個人」県内に住所がある人、
県内に家屋敷等を持つ
ている人

「個人」県内に住所がある人、
県内に家屋敷等を持つ
ている人

「個人」県内に住所がある人、
県内に家屋敷等を持つ
ている人

「個人」県内に住所がある人、
県内に家屋敷等を持つ
ている人

「個人」県内に住所がある人、
県内に家屋敷等を持つ
ている人

「個人」県内に住所がある人、
県内に家屋敷等を持つ
ている人

「個人」県内に住所がある人、
県内に家屋敷等を持つ
ている人

「個人」県内に住所がある人、
県内に家屋敷等を持つ
ている人

「個人」県内に住所がある人、
県内に家屋敷等を持つ
ている人

「個人」県内に住所がある人、
県内に家屋敷等を持つ
ている人

「個人」県内に住所がある人、
県内に家屋敷等を持つ
ている人

「個人」県内に住所がある人、
県内に家屋敷等を持つ
ている人

「個人」県内に住所がある人、
県内に家屋敷等を持つ
ている人

「個人」県内に住所がある人、
県内に家屋敷等を持つ
ている人

「個人」県内に住所がある人、
県内に家屋敷等を持つ
ている人

「個人」県内に住所がある人、
県内に家屋敷等を持つ
ている人

「個人」県内に住所がある人、
県内に家屋敷等を持つ
ている人

「個人」県内に住所がある人、
県内に家屋敷等を持つ
ている人

「個人」県内に住所がある人、
県内に家屋敷等を持つ
ている人

「個人」県内に住所がある人、
県内に家屋敷等を持つ
ている人

「個人」県内に住所がある人、
県内に家屋敷等を持つ
ている人

「個人」県内に住所がある人、
県内に家屋敷等を持つ
ている人

「個人」県内に住所がある人、
県内に家屋敷等を持つ
ている人

「個人」県内に住所がある人、
県内に家屋敷等を持つ
ている人

「個人」県内に住所がある人、
県内に家屋敷等を持つ
ている人

「個人」県内に住所がある人、
県内に家屋敷等を持つ
ている人

「個人」県内に住所がある人、
県内に家屋敷等を持つ
ている人

「個人」県内に住所がある人、
県内に家屋敷等を持つ
ている人

えひめの森林を
みんなで守り育てよう

愛媛県では森林環境税を導入し「森をつくる」「木をつかう」「森とくらす」の3つの分野においてさまざまな施策を展開してきました。しかしながら、依然として森林の持つ機能・役割が日々増大しており、森林の整備、活用が一層必要となっていることから森林環境税の継続を決定しました。県民の共有の財産である森林を健全な姿で次世代に引き継いでいくために、今後とも皆さまのご理解・ご協力をお願いいたします。

愛媛県 薬務衛生課
089991272393

愛媛県 薬務衛生課
089991272393

愛媛県 薬務衛生課
089991272393

愛媛県 薬務衛生課
089991272393

愛媛県 薬務衛生課
089991272393

愛媛県 薬務衛生課
089991272393

愛媛県 薬務衛生課
089991272393

愛媛県 薬務衛生課
089991272393

愛媛県 薬務衛生課
089991272393

愛媛県 薬務衛生課
089991272393

愛媛県 薬務衛生課
089991272393

愛媛県 薬務衛生課
089991272393

愛媛県 薬務衛生課
089991272393

鬼

造形大賞2015

～あなたの思う鬼を形に～

応募期限：2015年11月30日

問い合わせ先
〒798-1395
愛媛県北宇和郡鬼北町大字近永800番地1
鬼北町鬼造形大賞事務局(鬼北町役場 産業課内)
Tel：0895-45-1111 内線：2212・2213
Fax：0895-45-1119
E-mail：sangyou@town.kihoku.ehime.jp
HPURL：http://www.town.kihoku.ehime.jp/



©竹谷隆之／鬼北町